

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十二号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
（壁面線の位置の限度を超える建築物等の認定申請） 第二十条の二（略） <table><tr><td>認定の種別</td><td>添付する図書又は書面</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>政令第三百三十七条の十二第十一項、政令第三百三十七条の十二第十一項又は政令第三百三十七条の十六第一号の規定による認定</td><td>（略）</td></tr></table> 2―5（略）	認定の種別	添付する図書又は書面	（略）	（略）	政令第三百三十七条の十二第十一項、政令第三百三十七条の十二第十一項又は政令第三百三十七条の十六第一号の規定による認定	（略）	（壁面線の位置の限度を超える建築物等の認定申請） 第二十条の二（略） <table><tr><td>認定の種別</td><td>添付する図書又は書面</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>政令第三百三十七条の十二第六項、政令第三百三十七条の十二第七項又は政令第三百三十七条の十六第一号の規定による認定</td><td>（略）</td></tr></table> 2―5（略）	認定の種別	添付する図書又は書面	（略）	（略）	政令第三百三十七条の十二第六項、政令第三百三十七条の十二第七項又は政令第三百三十七条の十六第一号の規定による認定	（略）
認定の種別	添付する図書又は書面												
（略）	（略）												
政令第三百三十七条の十二第十一項、政令第三百三十七条の十二第十一項又は政令第三百三十七条の十六第一号の規定による認定	（略）												
認定の種別	添付する図書又は書面												
（略）	（略）												
政令第三百三十七条の十二第六項、政令第三百三十七条の十二第七項又は政令第三百三十七条の十六第一号の規定による認定	（略）												

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。